

# 国民健康保険税のお知らせ

●市市民課保険年金係(福間庁舎)  
☎43・8127

6月中旬ごろ、世帯主のかたに国民健康保険税納税通知書を送ります。保険給付費が年々増加傾向にあり、慢性的な赤字状態が続いていることから、平成24年4月に国民健康保険税の税率を改正しています。国民健康保険税の計算方法は次の通りです。

【例】夫(43歳)の平成24年中の総収入が310万円、妻(38歳)の総収入が120万円、子(12歳)の3人世帯の場合  
夫の収入は事業収入で3,100,000円(必要経費を除いた事業所得は1,990,000円)、妻の収入は給与収入で1,200,000円(必要経費を除いた給与所得は550,000円)として計算しています。

医療分	所得割	夫(所得額1,990,000円-基礎控除額330,000円)×税率6.7%=111,220円 妻(所得額550,000円-基礎控除額330,000円)×税率6.7%=14,740円	} 125,960円
	均等割	1人あたり 22,100円 × 3人 = 66,300円	
	平等割	1世帯あたり 22,100円	22,100円
支援金分	所得割	夫(所得額1,990,000円-基礎控除額330,000円)×税率2.4%=39,840円 妻(所得額550,000円-基礎控除額330,000円)×税率2.4%=5,280円	} 45,120円
	均等割	1人あたり 7,500円 × 3人 = 22,500円	
	平等割	1世帯あたり 7,500円	7,500円
介護分	所得割	夫(所得額1,990,000円-基礎控除額330,000円)×税率1.7%=28,220円	28,220円
	均等割	1人あたり 9,200円 × 1人 = 9,200円	9,200円

4月から翌年3月までの国民健康保険税(年税額)は ⇒ (医療分 214,300円 + 支援金分 75,100円 + 介護分 37,400円) ⇒ 326,800円

※100円未満は切り捨て

## ●計算方法の説明

**所得割** 国民健康保険加入者全員の前年(平成24年1月~12月)の所得が対象です。給与、公的年金、譲渡所得など全ての所得が対象となり、基礎控除額33万円を差し引いた金額に税率を掛けて計算します。

**均等割** 世帯の国民健康保険加入者数に応じて計算します。

**平等割** 1世帯あたりで計算します。

**介護分** 40歳以上65歳未満の人が対象です。年度途中で40歳になる人は、誕生月(1日生まれの人はその前月)から、65歳になる人は誕生月の前月(1日生まれの人はその前々月)までで計算します。

## 平成25年度国民健康保険税の変更点

国民健康保険(国保)加入者が75歳になって、後期高齢者医療制度に移行した場合、国保に残った人の国民健康保険税(国保税)の負担軽減措置が一部変更になります。

(1) 国保から後期高齢者医療制度に移行した人(旧国保被保険者)がいる場合、世帯構成が変わらない限り、国保税の計算において、旧国保被保険者を含めた人数と所得で「低所得世帯にかかる国保税の減額」の判定を行う措置が、後期高齢者医療制度に移行してから5年間となっていました。恒久化されました。

(2) 国保から後期高齢者医療制度に移行した後に、世帯内に国保加入者が1人だけになった場合、世帯構成が変わらない限り、国保税の平等割を後期に移行してから5年間半額とする軽減措置を、その後3年間4分の1減額として延長することになりました。

# 公的年金を受給している65歳の人へのお知らせ

平成25年4月1日現在で

問い合わせ 市税務課市民税係(福間庁舎)  
☎43・8117

## 65歳になると、住民税の公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)が始まります

平成21年から住民税納付について、公的年金からの引き落とし(年金特別徴収制度)を行っています。この制度は、年金を支給する年金保険者が、納税義務者(年金受給者)の年金にかかる住民税を公的年金から天引きし、市町村へ直接納めるものです。

これは納税方法が変更になるものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

### 対象者

平成25年4月1日で65歳以上の公的年金の受給者(昭和23年4月1日以前生まれ)  
※介護保険料が年金から引き落とされていない人や公的年金の額が年額18万円未満の人、引き落とされる保険料や税の合計額が年金額を超える人などは対象外です。

対象となる年金の種類 老齢基礎年金など

### 特別徴収の方法

#### ●特別徴収を開始する年度

- ・上半期(年度前半)は、6月・8月に、年税額の1/4ずつを普通徴収します。
- ・下半期(年度後半)は、10月・12月・2月の公的年金の支払いごとに、年税額から上半期に普通徴収した額を差し引いた残りの額を、特別徴収します。

《例》平成25年度の年税額が6万円の場合

期別	年金支給月	徴収方法	計算方法	徴収税額
上半期	平成25年6月	普通徴収 (納付書や口座振替による納付)	年税額(6万円)の1/4	15,000円
	8月		同上	15,000円
下半期	10月	特別徴収 (年金から天引き)	年税額(6万円)の1/6	10,000円
	12月		同上	10,000円
	平成26年2月		同上	<b>10,000円</b>

#### ●2年目以降

- ・上半期の年金支給月(4月・6月・8月)ごとに、前年度の2月と同額を**仮徴収**します。
- ・下半期の年金支給月(10月・12月・2月)ごとに、年税額から上半期の仮徴収額を差し引いた残りの額の1/3ずつを本徴収します。

《例》平成26年度の年税額が9万円の場合

期別	年金支給月	徴収方法	計算方法	徴収税額
上半期 (仮徴収)	平成26年4月	特別徴収	平成25年度の2月の額	<b>10,000円</b>
	6月		同上	<b>10,000円</b>
	8月		同上	<b>10,000円</b>
下半期 (本徴収)	10月	特別徴収	年税額(9万円)から上半期の額(3万円)を差し引いた残りの額(6万円)の1/3	20,000円
	12月		同上	20,000円
	平成27年2月		同上	20,000円

※年金支給額の変更や税申告などにより、年度の途中で税額の変更があった場合、年金からの特別徴収が一旦停止されることがあります。その場合、次の年度の住民税の徴収方法は年金の特別徴収を開始する年度と同じになります。